

旧優生保護法による強制不妊手術の被害者に対する早急な救済を求める 意見書

戦後間もなくつくられた旧優生保護法（1948～1996年）下で、知的障害や精神疾患などを理由に、都道府県優生保護審査会による審査を経て、本人の同意なく強制不妊手術が行われたことが明らかになった。

同法はその目的の一つに、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」と掲げており、厚生労働省によると強制不妊手術を受けたのは約1万6500人に上るといわれている。人間に優劣をつける優生思想のもと、このような人権侵害が長年続いたことは重大な問題である。

法の廃止から22年が経過し、人権侵害を受けた被害者の実態調査、謝罪と補償を求める声に対し、厚生労働省は、法の廃止後も「当時は適法だった」と繰り返し、謝罪も行わなかった。

2018年1月末、宮城県の女性が全国で初めて、国を相手に人権侵害への謝罪と補償を求め、仙台地方裁判所に国家賠償請求訴訟を起し、厚生労働省もようやく実態調査に取り組むと表明したが、一方で国は、3月末の第1回口頭弁論で争う姿勢を示している。

大分県でも、障害者への不妊手術の適否を判断した県優生保護審査会の1957年度と1960年度の資料が見つかり、延べ110人を審査し、約9割の101人の手術を決定していたことが明らかになっている。県公衆衛生年鑑の集計によると、強制不妊手術は1954～1976年に実施され、総数は663人で、旧厚生省の資料などによれば、全国で4番目に多いとされる。

多くの被害者が高齢化し亡くなる中、一人の人間としての尊厳を踏みにじられながらも泣き寝入りを強いられていた被害者やその家族などに対し、早急な救済を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月19日

大分市議会